

## 先進事例 3 市の条文（子どもの権利関係抜粋）

### 【士別市子どもの権利に関する条例】

#### 第2章 子どもにとって大切な権利

##### （子どもの大切な権利）

**第4条** この章に定める権利は、子ども本来の個性や能力の健やかな成長のために、特に大切な権利として保障されます。

2 子どもは、その年齢や発達に応じ、社会の一員であることを自覚し、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重するよう努めます。

##### （安心して生きる権利）

**第5条** 子どもは、健やかに安心して生きるために、次のことが保障されます。

- (1) 命が守られ、かけがえのない存在として大切にされること。
- (2) あらゆるいじめや差別、暴力を受けず、放任されないこと。
- (3) 愛情と理解をもって育まれること。
- (4) 健康に配慮され、適切な医療が受けられること。
- (5) 平和で安全な環境の下で生活できること。

##### （ゆたかに育つ権利）

**第6条** 子どもは、いろいろな経験を通してゆたかに育つために、次のことが保障されます。

- (1) 学び、遊び、休息すること。
- (2) 自然や文化、芸術、スポーツに親しむこと。
- (3) 生活習慣を学び、成長に応じた主体性を身につけること。
- (4) 必要な情報を手に入れたり、利用したりできること。
- (5) 主体性が育まれる居場所が確保されること。

##### （自分を守り、守られる権利）

**第7条** 子どもは、自分を守り、守られるために、次のことが保障されます。

- (1) あらゆる権利の侵害から守られること。
- (2) 成長が阻害される状況から保護されること。
- (3) プライバシーが守られ、誇りを傷つけられないこと。
- (4) 子どもであることをもって不当な扱いを受けないこと。

##### （意見表明や参加する権利）

**第8条** 子どもは、自ら社会に参加するために、次のことが保障されます。

- (1) 自分の意見や考えを表明する機会が大切にされ、その意見や考えが尊重されること。
- (2) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (3) 社会に参画し、意見が活かされる機会があること。
- (4) 社会参加について、適切な支援を受けられること。

## 【川崎市子どもの権利に関する条例】

### 第2章 人間としての大切な子どもの権利

(子どもの大切な権利)

第9条 この章に規定する権利は、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切なものとして保障されなければならない。

(安心して生きる権利)

第10条 子どもは、安心して生きることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情と理解をもって育(はぐく)まれること。
- (3) あらゆる形態の差別を受けないこと。
- (4) あらゆる形の暴力を受けず、又は放置されないこと。
- (5) 健康に配慮がなされ、適切な医療が提供され、及び成長にふさわしい生活ができること。
- (6) 平和と安全な環境の下で生活ができること。

(ありのままの自分でいる権利)

第11条 子どもは、ありのままの自分でいることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分の考えや信仰を持つこと。
- (3) 秘密が侵されないこと。
- (4) 自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- (5) 子どもであることをもって不当な取扱いを受けないこと。
- (6) 安心できる場所で自分を休ませ、及び余暇を持つこと。

(自分を守り、守られる権利)

第12条 子どもは、自分を守り、又は自分が守られることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) 自分が育つことを妨げる状況から保護されること。
- (3) 状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい雰囲気の中で確保されること。
- (4) 自分の将来に影響を及ぼすことについて他の者が決めるときに、自分の意見を述べるのにふさわしい雰囲気の中で表明し、その意見が尊重されること。
- (5) 自分を回復するに当たり、その回復に適切でふさわしい雰囲気の間が与えられること。

(自分を豊かにし、力づけられる権利)

第13条 子どもは、その育ちに応じて自分を豊かにし、力づけられることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 文化芸術活動に参加すること。
- (4) 役立つ情報を得ること。
- (5) 幸福を追求すること。

**(自分で決める権利)**

**第14条** 子どもは、自分に関することを自分で決めることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分に関することを年齢と成熟に応じて決めること。
- (2) 自分に関することを決めるときに、適切な支援及び助言が受けられること。
- (3) 自分に関することを決めるために必要な情報が得られること。

**(参加する権利)**

**第15条** 子どもは、参加することができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分を表現すること。
- (2) 自分の意見を表明し、その意見が尊重されること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (4) 参加に際し、適切な支援が受けられること。

**(個別の必要に応じて支援を受ける権利)**

**第16条** 子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 子ども又はその家族の国籍、民族、性別、言語、宗教、出身、財産、障害その他の置かれている状況を原因又は理由とした差別及び不利益を受けないこと。
- (2) 前号の置かれている状況の違いが認められ、尊重される中で共生できること。
- (3) 障害のある子どもが、尊厳を持ち、自立し、かつ、社会への積極的な参加が図られること。
- (4) 国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等を享受し、学習し、又は表現することが尊重されること。
- (5) 子どもが置かれている状況に応じ、子どもに必要な情報の入手の方法、意見の表明の方法、参加の手法等に工夫及び配慮がなされること。

**【武蔵野市子どもの権利条例】**

**第2章 保障すべき子どもの権利**

**(子どもにとって大切な子どもの権利)**

**第3条** 子どもは、子どもの権利条約に基づき、権利の主体として子どもの権利が保障されます。この場合において、次に掲げる子どもの権利は、特に大切なものとして保障されなければならないと認められます。

- (1) 安心して生きる 権利
- (2) 自分らしく育つ権利
- (3) 遊ぶ権利
- (4) 休息する権利
- (5) 自分の意思で学ぶ権利
- (6) 自分の気持ちを尊重される権利
- (7) 意見を表明し、参加する権利
- (8) 差別されずに生きる権利